

小学校校舎施設管理経費

油木小学校空調設備改修工事設計業務 仕様書

所在地：神石高原町油木乙1番地 神石高原町立油木小学校

事業主体：神石高原町

油木小学校空調設備改修工事設計業務 仕様書

1. 業務名

小学校校舎施設管理経費 油木小学校空調設備改修工事設計業務

2. 業務場所

神石高原町油木乙1番地 神石高原町立油木小学校

3. 履行期間

契約日の翌日より～令和8年11月30日

4. 概要

神石高原町立油木小学校の既設ガス式エアコンを電気式エアコンへ改修するための実施設計（現地調査、図面作成、数量拾い出しを含む）を業務とする。

なお、改修を行う箇所は次のとおりとする。（詳細は図面参照）

1階

①職員室 ②校長室 ③会議室 ④図書室 ⑤教育相談室 ⑥保健室

2階

⑦理科室

3階

⑧音楽室

上記に係る建築、電気設備、機械設備1式の設計

5. 業務内容

（1）実施設計業務

工事発注のために必要な図面の作成を行い、工事計画等を立案する。

（2）積算業務

（1）で作成した図面に基づき積算業務を行う。

（3）その他

空調機器の能力選定にあたっては、熱負荷計算を行い決定する。

空調機の熱源は、電気（EHP）とする。

既存受変電設備の容量を調査し、受変電設備の改修、又は更新の必要がある場合は、対応を行う。

その他、計画概要で必要となる工事についてもすべて設計に含むものとする。

6. 業務処理

（1）資料作成

受注者は、発注者の定める監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い業務に必要な調査を行うこと。

また、関係法令等に基づいて資料及び実施設計図書を作成すること。

（2）業務範囲

受注者は、業務の詳細及び範囲について監督員と調整し、業務の目的を達成しなければならない。

(3) 業務工程

受注者は、調査内容について、監督員及び施設管理者と調整して工程表を作成し、速やかに業務を履行しなければならない。

(4) 貸与資料

発注者は、現存する当該建物の設計図等、業務に必要な資料を受注者に貸与し、貸与された資料が必要なくなった場合は、速やかに返却すること。

なお、万が一損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復すること。

(5) 業務疑義

受注者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに監督員の指示を受けなければならない。

7. 成果図書

(1) 設計図

原図 (A3) 1部 (データはPDF形式、CAD形式とする。)

(2) 製本

2つ折り製本 1部 (A3縮小版とする)

(3) 設計内訳書

A4版ファイル綴り (データはExcel形式とする。) 各1部とする。

- ・設計内訳書 (金入り)
- ・設計内訳書 (金なし)
- ・別紙明細書 (摘要欄に価格根拠、根拠番号、見積書参照番号等を明記すること。)
- ・代価表 (項目毎に公共建築工事積算基準の参照頁を表示すること。)
- ・見積書
- ・積算数量算出図面 (色分け、印、付箋等で分かり易く表示すること。)
- ・数量調書 (項目毎に根拠番号 (積算数量算出図面) 等を表示すること。)

(4) 打合せ記録等

- ・打合せ議事録 A4版ファイル綴り 1部 (データはPDF形式とする。)
- ・熱負荷計算書 A4版ファイル綴り 1部 (データはPDF形式とする。)

(5) 上記データの記録媒体は CD-R とし、1枚を成果品として提出すること。

(6) 現場説明用資料 監督員の指示する部数

- ・設計図
- ・設計内訳書

8. 成果品の帰属と責任範囲

(1) 成果品の帰属はすべて発注者とする。

(2) 本業務完了後に不備が発見された場合は、速やかに図書等の修正を行わなければならない。

(3) 上記に要する経費は受注者の負担とする。

9. 注意事項

(1) 業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。

10. その他

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、直ちに発注者と受注者で協議しその指示に従うものとする。

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
油木小学校空調設備改修工事設計業務						
建築設備工事設計業務		1	式			
電気設備工事設計業務		1	式			
機械設備工事設計業務		1	式			
計						
消費税相当額		10.0	%			
合計						